

## 第9章 路上喫煙防止事業

### 1 概説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、副流煙による第三者への健康被害、及び吸い殻の散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

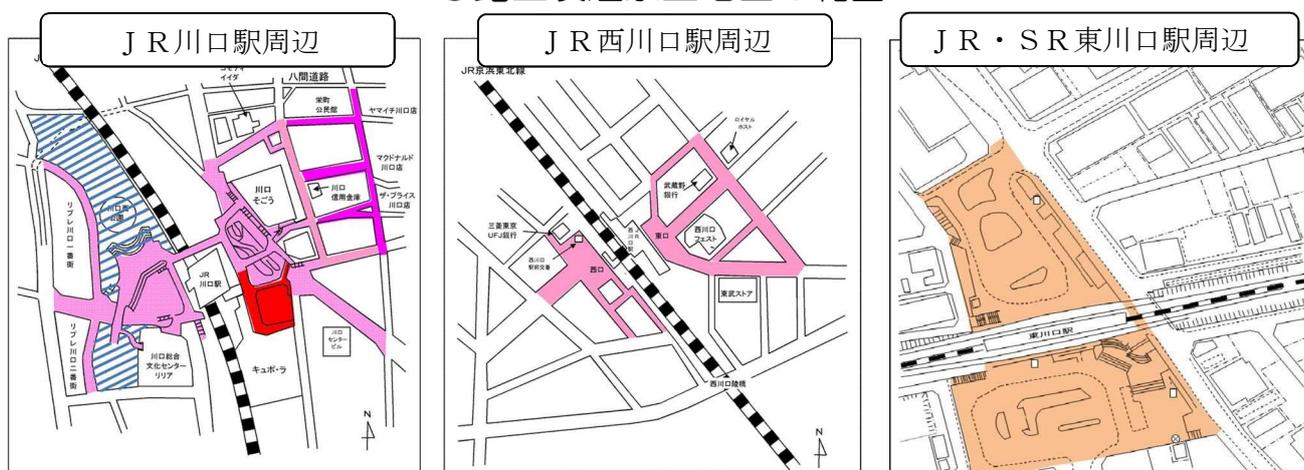
この条例は、市民等に対し、道路、公園その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く）における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない」ことを規定している。人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区は「路上喫煙禁止地区」に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止している。

なお、罰金および過料等の罰則は設けていないが、条例の効果を担保するため、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙を行う者に対して必要な指導勧告を行うことができるよう規定しており、路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを実施している。

### 2 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成17年12月1日	J R川口駅周辺、J R西川口駅周辺	
平成18年11月1日	J R川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業の完了に伴い拡大
平成19年10月1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして新たに指定
平成22年7月16日	川口西公園	公園内での副流煙による健康被害、たばこの火による火傷・火災を防止するため指定
平成24年7月1日	J R・S R東川口駅周辺	

◎路上喫煙禁止地区の範囲



- 平成17年12月1日に指定した禁止地区
- 平成18年11月1日に指定した禁止地区
- 平成19年10月1日に指定した禁止地区
- 平成22年7月16日に指定した禁止地区
- 平成24年7月1日に指定した禁止地区

### 3 路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内 容
駅 頭 キ ャ ン ペ ー ン	J R 川 口 駅 (12/1)、J R 西 川 口 駅 (12/2)、J R ・ S R 東 川 口 駅 (12/3)、および J R 蕨 駅 東 口 の 川 口 市 域 (12/4) に お い て、路 上 喫 煙 禁 止 地 区 啓 発 駅 頭 キ ャ ン ペ ー ン を 実 施 し た。
巡 回 パ ト ロ ー ル	路 上 喫 煙 禁 止 地 区 に お い て 巡 回 パ ト ロ ー ル を 行 い、路 上 喫 煙 者 へ の 指 導 等 を 実 施 し た。
啓 発 用 フ ラ ッ グ お よ び 路 面 シ ー ル の 設 置	路 上 喫 煙 防 止 啓 発 用 フ ラ ッ グ を 川 口 駅 周 辺 に、路 面 シ ー ル を 川 口 駅、西 川 口 駅、お よ び 東 川 口 駅 周 辺 に 設 置 し た。

